

原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の自宅所在地を住民票上の住所とし、関東地方に単身赴任中であつた申立人夫について、毎週末に申立人妻子が生活している上記自宅に帰宅していたこと等の事情を考慮し、中間指針第四次追補第2の1の指針I) ①に基づく精神的損害の全額が賠償された事例。

1372-1

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 【損害項目】 精神的損害

- (1) 日常生活阻害慰謝料 金675万円  
（期間 平成23年3月11日から平成29年5月31日まで）
- (2) 中間指針第四次追補第2の1の指針I) ①に基づく精神的損害  
金700万円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目についての和解金として、金1375万円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- (3) 第1項(1)記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年6月1日

（仲介委員 津川哲郎）

原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の自宅所在地を住民票上の住所とし、関東地方に単身赴任中であった申立人夫について、毎週末に申立人妻子が生活している上記自宅に帰宅していたこと等の事情を考慮し、中間指針第四次追補第2の1の指針I) ①に基づく精神的損害の全額が賠償された事例。

1372-2

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、及び、同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 精神的損害

- (1) 日常生活阻害慰謝料 金675万0000円  
(期間 平成23年3月11日から平成29年5月31日まで)
- (2) 中間指針第四次追補第2の1の指針I) ①に基づく精神的損害 金700万0000円

- 2 生活費増加費用（耐震診断費用） 金6万3000円  
(期間 平成23年9月22日)

- 3 財物損害（パソコン1台、着物6点、ピアノ1台、ひな人形1セット） 金258万4600円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金1639万7600円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成28年6月1日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金1375万0000円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年4月3日

（仲介委員 津川哲郎）